

**平成 14 年度  
環境活動評価プログラム(エコアクション 2 1 )  
のあり方に関する検討会  
報告書**

**平成 15 年 3 月**

**環境活動評価プログラムのあり方に関する検討会**

## 目次

|     |                                  |    |
|-----|----------------------------------|----|
| 第1章 | 調査検討の背景及び内容                      |    |
|     | 調査検討の背景及び目的                      | 1  |
|     | 調査検討の方法及び内容                      | 1  |
|     | 検討会委員                            | 3  |
| 第2章 | エコアクション2.1改定に当たっての基本的考え方         |    |
|     | 1. 環境経営システムの必要性                  | 4  |
|     | 2. 環境への取組の内容の明確化                 | 4  |
|     | 3. 環境報告、環境コミュニケーションの必要性          | 5  |
|     | 4. 認証・登録の仕組みの必要性                 | 5  |
|     | 5. 地方公共団体等の認証制度との関係              | 6  |
| 第3章 | エコアクション2.1の改定のあり方                |    |
|     | 1. 新たなエコアクション2.1の構成              | 7  |
|     | 2. 環境経営システムの要素                   | 7  |
|     | . 計画 (PLAN)                      | 7  |
|     | . 計画の実施 (DO)                     | 8  |
|     | . 取組状況の確認・評価 (CHECK)             | 9  |
|     | . 全体の評価と見直し (ACTION)             | 9  |
|     | 3. 環境活動レポートの要素                   | 9  |
| 第4章 | エコアクション2.1参加事業者の認証・登録の仕組みのあり方    |    |
|     | 1. 新たな仕組みの基本的あり方                 | 12 |
|     | 2. エコアクション2.1審査人(仮称)のあり方         | 12 |
|     | 3. エコアクション2.1参加事業者の認証・登録の仕組みのあり方 | 13 |
| 第5章 | 今後に向けて                           | 14 |

# 第1章 調査検討の背景及び内容

## 1. 調査検討の背景及び目的

環境省では平成8年(1996年)より、中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動する」ことができる簡易な方法を提供する目的で、環境活動評価プログラム(エコアクション21:EA21)を策定し、その普及を進めてきたところである。

このエコアクション21は、エコアクション21に参加することにより、中小事業者でも、簡易な方法により環境への取組が展開でき、かつその結果を「環境行動計画」として取りまとめて、公表できるように工夫されているとともに、ISO14031(環境パフォーマンス評価の国際規格)との整合性も図っており、「計画-実施-チェック-行動」のマネジメントモデルに則っている。

エコアクション21は平成8年に策定し、その後、平成11年、平成13年及び平成14年に改定し、現在に至っているが、この間、492事業者がエコアクション21に参加・登録し(平成15年1月末現在)大手企業が取引先等に導入を求める等の活用をするなど、多くの成果をあげてきている。

しかし現状では、

- ・ 環境経営の急速な進展、特にグリーン購入や環境報告書の進展・普及、廃棄物や化学物質等に対する法制度の整備、ISO14001認証取得の広がり等の新たな動きがある中で、これらに対する対応が不十分となっている。
- ・ 環境行動計画を策定し、これを公表するという点に関しても、より一歩踏み込んで、一定の要件を満たす計画を認証する等、参加事業者に何らかのインセンティブがある仕組みの整備を望む声が高い。
- ・ 地方公共団体において、エコアクション21をベースにした独自のプログラムを策定し、その認証制度を創設する事例も出てきている。

等の課題や新たな動きがあり、これらに対して対応を図ることが必要となってきた。

本調査検討は、以上のような背景により、環境省の委託を受けて、地方公共団体における既存の取組を踏まえつつ、エコアクション21の内容を全面的に見直し、その認証・登録の仕組みのあり方を検討することを目的として実施した。

## 2. 調査検討の方法及び内容

### 検討会の設置

学識経験者、地方公共団体、NGO、事業者等からなる「環境活動評価プログラムのあり方に関する検討会」を設置し、検討会を5回開催した。

- 第1回検討会 平成14年9月2日 午後2時~4時 環境省第2会議室

- 検討内容：エコアクション21改定の目的及び現状の問題点等について
- 第2回検討会 平成14年9月26日 午前9時～12時 環境省第2会議室  
検討内容：地方公共団体等による認証制度等の状況について
  - 第3回検討会 平成14年10月31日 午後2時～4時 経済産業省別館817号会議室  
検討内容：環境活動評価プログラムの改定のあり方について
  - 第4回検討会 平成14年12月2日 午後5時30分～7時30分 霞山会館  
まつの間  
検討内容：環境活動評価プログラム2002年度版改定素案について
  - 第5回検討会 平成15年2月14日 午前10時～12時 環境省第2会議室  
検討内容：報告書案及びエコアクション21・2003年度版案について

### 地方公共団体等における取組状況の調査

既に実施されている地方公共団体等における以下の取組等を調査(検討会での事例報告)し、エコアクション21との比較を行うとともに、検討の基礎資料とした。

- エコ事業所認定制度(名古屋市)
- エコおおい推進事業所(大分県)
- 岐阜県環境配慮事業所(E工場)(岐阜県)
- みちのくエコステージ(仙台市、宮城県)
- KES・京都・環境マネジメントシステム・スタンダード(KES)(京のアジェンダ21フォーラム)
- 南信州いいむす21(南信州広域連合、飯田市他)
- 環境経営評価制度“エコステージ”(エコステージ研究会(UFJ総研))

### 大手企業等における活用状況の調査

大手企業等が取引先等に要請しているグリーン購入に係る基準(特に環境マネジメントシステムの構築)の状況について調査(検討会での事例報告)し、検討の基礎資料とした。

### 環境活動評価プログラムの改定のあり方の検討

中小事業者でも取組が容易で、簡易な環境経営システム(環境マネジメントシステム)のあり方、中小事業者が作成、公表すべき環境活動レポートのあり方について検討し、取りまとめた。

### 認証・登録の仕組みのあり方の検討

中小事業者の取組のインセンティブとなる、エコアクション21参加事業者の認証・登録の仕組みのあり方について検討し、取りまとめた。

### 3 . 検討会委員（敬称略、五十音順）

神下 豊（名古屋市 環境局環境都市推進部環境都市推進課 課長）  
後藤 敏彦（環境監査研究会 代表幹事）  
佐藤 正基（仙台市環境局環境部参事兼環境管理課 課長）  
柴山 薫（京都市 環境局環境企画部地球環境政策課）  
内藤 正明（京都大学大学院 地球環境学堂長）  
野村 昭雄（シャープ株式会社 環境安全本部 環境安全監査部 部長）  
古田 清人（キヤノン株式会社 環境企画部 部長）  
松原 雅一（日産自動車㈱環境安全技術部 課長）  
柳下 正治（名古屋大学大学院 環境学研究科教授）  
吉田 文和（北海道大学大学院 経済学研究科教授）

\* 印は座長を示す。

事務局

環境省総合環境政策局環境経済課  
株式会社エコマネジメント研究所

## 第2章 エコアクション21改定に当たっての基本的考え方

### 1. 環境経営システムの必要性

環境経営システム（環境マネジメントシステム：Environmental Management System）は、企業、事業所、学校等のあらゆる組織が環境問題に効果的・効率的に取り組み、環境経営（事業活動がもたらす環境への負荷の低減を図るとともに、積極的に環境への取組を行う等、持続可能な循環型社会を目指す企業経営及びその行動全体）を行うに当たっての基本的な仕組みであり、組織全体の経営及び管理システムの一部を構成するものである。この環境経営システムは、Plan-Do-Check-ActionのPDCAサイクルを用いて環境負荷削減と環境保全を推進するものであり、組織の中で、自主的に環境負荷の削減と環境に取り組むシステムを構築・運用し、これを継続的に改善していくことで環境への取組を向上させ、環境の継続的な改善を図ることを目的とする仕組みとなっている。

環境経営システムについては、国際標準化機構(ISO)がISO14001 - 環境マネジメントシステムとして国際規格化し、組織（事業者）が、規格の要求事項に適合した環境マネジメントシステムを構築・運用していることについて第三者機関の審査（適合性評価）を受け、登録をすることができる制度を整備している。このISO14001は大手事業者を中心に広く普及しているが、一方では、中小事業者にはシステムの構築・運用や認証取得に係る負担が大きいとの意見もあり、環境への取組を行う事業者の拡大を図る観点から、中小事業者でも取組易い、簡易な仕組みが望まれている。

中小事業者が、より積極的な環境への取組を実施するためには、その取組を適切に計画、実施、評価、見直しする環境経営システムを構築することが、取組を効果的・効率的に実施し、継続的な改善を指向するの観点から有効と考えられる。

しかし、現行のエコアクション21は、中小事業者における廃棄物の排出抑制やリサイクル、省エネルギー等の取組を促進するための具体的な指針を示すことに重点を置いていたため「取組」中心の組み立てとなっている。そのため全体方針、組織整備、法遵守、緊急事態対応等の要素が十分に盛り込まれておらず、組織体制、運営方針等の「システムの要素」が十分に組み込まれていないため、「PDCAサイクル」の要素等が必ずしも明確ではない。

以上のことから、中小事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、簡易な、中小事業者でも取組易い環境経営システムを組み込んだ形で、エコアクション21の内容を全面的に改定することが必要と考えられる。

### 2. 環境への取組の内容の明確化

現行のエコアクション21は、平成11年（1999年）9月の全面改定より、3年が経過したが、その間の環境経営の急速な進展、特にグリーン購入や環境報告書の進展・普及、廃棄物や化学物質等に対する法制度の整備、ISO14001認証取得の広がり等の新たな動き

への対応を図っていく必要がある。

また、現行の取組項目は、事業者が自らの実情に合わせてその項目等を選択できるようになっているため、どの項目が必要最低限の取組かが不明確で、事業者の取組の状況にばらつきが生じている。

一方、事業者の自主的な環境への取組を効果的に進めていくためには、事業者自らが発生させている環境への負荷、それらに係る対策の成果（環境パフォーマンス）を的確に把握し、評価していくことが必要不可欠であり、この環境パフォーマンスの把握、評価の際に必要なものが、「環境パフォーマンス指標」である。

環境省は「事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）」を平成13年2月に公表したが、その試行事業の結果を踏まえて、平成14年度にその改定を行っており、改定版において、事業活動の全体像を環境負荷の観点から把握できるような指標9種類をコア指標として整理している。

これらの点から、エコアクション21の改定に当たっては、このコア指標を基本として、エコアクション21の参加事業者が把握すべき環境負荷の項目及び取り組むべき環境への取組の内容を定めていく必要があると考えられる。

### 3．環境報告、環境コミュニケーションの必要性

環境報告書は、事業者が、自らの環境への取組に関する方針、内容、実績、将来の目標、環境への負荷の状況等を体系的に取りまとめ、これを社会に対して定期的に公表、報告するためのものであり、事業者と「社会」とのコミュニケーションツールであると同時に、事業者の「社会」に対する説明責任に基づく情報開示ツールである。

また、環境報告書は、事業者自身の環境に関する方針、目標、行動計画等の策定見直しのツールであると同時に、経営者や従業員の意識付け、行動促進のためのツールでもある。

現行のエコアクション21においては、事業者は「環境行動計画」を作成し、これを公表して届出る仕組みとなっているが、環境行動計画には、環境報告書として最低限必要と考えられる項目、環境方針、取組の実績・評価等が十分には盛り込まれていない。

これらの点から、エコアクション21の改定に当たっては、中小事業者が大きな負担無く作成・公表することのできる環境報告のあり方を検討し、現行の環境行動計画に追加してエコアクション21の参加事業者が作成・公表すべき環境報告の項目を定めていく必要があると考えられる。

### 4．認証・登録の仕組みの必要性

現行のエコアクション21は、参加・登録制度であり、これに取組んだことを対外的に示すことによるメリットが不明確である。このため、地方公共団体等において、環境活動評価プログラム等をベースとした独自のプログラムを策定し、これを審査の上、認証する仕組みを創設する事例も出てきている。

また、現行のエコアクション21の参加・登録制度は、届出のみであり、事業者の取組の内容に差異が見られる。

以上のことから、環境行動計画を策定し、これを公表する事業者に対して、ISO14001の認証と同様に、一定のレベルを満たす取組を審査の上、認証・登録し、参加事業者に何らかのインセンティブのある仕組みの構築を行うことが望ましいと考えられる。

## 5 . 地方公共団体等の認証制度との関係

地方公共団体等においては、エコ事業所認証制度（名古屋市）、エコおおい推進事業所（大分県）、岐阜県環境配慮事業所（E工場、岐阜県）、みちのくエコステージ（仙台市、宮城県）、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（KES）（京のアジェンダ21フォーラム）、南信州いいむす21（南信州広域連合、飯田市他）、環境経営評価制度“エコステージ”（エコステージ研究会）等、エコアクション21又はISO14001をベースにした、事業者の簡易な環境マネジメントシステムへの取組、あるいは環境への取組等を認証する諸制度を整備している事例がある。

これらの地方公共団体等における諸制度においては、その制度の目的、認証の対象及びレベル等が様々であり、それぞれ独自の考えに基づいて実施されている。

エコアクション21の改定に当たっては、これらの状況を踏まえ、このような地方公共団体等における簡易型の環境経営システム等の認証制度との連携、住み分けを考慮することが必要と考えられる。

また、今後は、地方公共団体等がそれぞれの地域の特性に応じ、新たに策定したエコアクション21をベースにして、必要な取組等を追加した地域版のエコアクション21を策定することも考えられる。

## 第3章 エコアクション21の改定のあり方

### 1. 新たなエコアクション21の構成

エコアクション21の改定に当たっては、以下の内容を盛り込むことが必要と考えられる。

エコアクション21は、新たに策定する環境経営システム及び環境活動レポートのガイドライン、既存のものを改良する環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの手引きより構成することが適当であり、これをガイドラインとして策定し、このガイドラインに適合した取組を行う事業者を認証し、登録する制度を創設することが必要である。

環境経営システムは、計画(PLAN)、計画の実施(DO)、取組状況の確認・評価(CHECK)及び全体の評価と見直し(ACTION)のPDCAのサイクルを基本とし、最低限、監視・測定すべき環境負荷項目及び取り組むべき環境への行動が含まれることが適当である。環境活動レポートに記載すべき事項は、環境方針、環境目標とその実績、主要な環境活動計画の内容及びその評価結果などとし、事業所においては備え付け、一般の閲覧が可能であるとともに、事務局に送付しなければならないこととすることが適当である。

環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの手引きは、環境省「事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会」の成果を踏まえて、一部改定することが適当である。

また、環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックを行い、後述する認証・登録は受けない従来型のエコアクション21の普及を図っていくことも、併せて必要である。

### 2. 環境経営システムの要素

環境経営システムのガイドラインの要素としては、以下の内容を盛り込むことが必要と考えられる。

エコアクション21の認証を取得し、登録を希望する事業者は、このガイドラインに適合した環境経営システム(環境マネジメントシステム)を構築し、運用することが期待される。

ガイドラインの作成に当たっては、それぞれの項目に解説を付す、別途、構築・運用に当たってのマニュアル、例示を示す等の工夫を行い、中小事業者の取組の容易性を高めることが必要である。

## ．計画（PLAN）

### 1）環境方針の作成

代表者は、次の事項を盛り込んだ、環境経営に関する方針（環境方針）を文書で定める。  
自主的、積極的に環境への取組を行っていくことに関する誓約をする。  
環境活動の具体的な取組項目を明示する。  
全従業員に周知、徹底する。

### 2）環境負荷と環境活動の状況の把握及び評価

事業活動、製品又はサービスが環境へ及ぼす負荷及び環境活動の状況を把握し、評価する。

「環境への負荷の自己チェック」及び「環境への取組の自己チェック」を実施する。  
環境パフォーマンス指標のコア指標を基本的な把握項目とするが、事業活動に伴う二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量については、必ず把握する。

### 3）法律等の遵守状況のチェック

事業活動に当たって遵守しなければならない環境関連法規、条例及びその他の規制を受ける事項、並びに関連する自主的な目標値等をリストアップし、その遵守状況をチェックする。

### 4）環境目標の設定

環境方針、環境負荷及び環境活動の状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定する。

環境目標は、可能な限り数値化する。

環境パフォーマンス指標のコア指標を基本的項目とし、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量の削減目標、削減のための環境活動計画は必ず策定する。

## ．計画の実施（DO）

### 5）実施体制の構築

エコアクション21を実行し、その結果を評価し、見直しするための実施体制を構築し、それぞれの責任と権限を定め、全員に周知する。

### 6）教育・訓練の実施

エコアクション21を適切に実行するため、全従業員に、環境方針、環境目標及び必要な環境活動計画を周知、徹底する。

## 7) 環境コミュニケーション

組織は、環境活動レポートを作成し、公表するとともに、環境に関する情報や苦情を処理し、顧客や製品等に関する双方向の環境コミュニケーションを実施する手順を策定する。

## 8) 環境関連文書の作成及び整理

「環境への負荷の自己チェック」及び「環境への取組の自己チェック」の結果を整理して、保存する。

エコアクション21の実行に当たり必要な文書を作成し、整理する。

## 9) 環境活動計画の運用、実行

環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するための必要な取組を実施する。

運用、実行に当たって必要な場合は、運用基準を定める。

## 10) 環境上の緊急事態への準備及び対応

環境上の緊急事態を想定し、その対応策を定め、定期的な訓練を実施する。

## ・取組状況の確認・評価(CHECK)

### 11) 取組状況の確認

環境活動計画の取組状況を定期的に確認し、環境目標の達成状況を評価し、記録する。法律の遵守状況も定期的に確認する。

### 12) 問題点の是正

組織は、環境活動計画の実施状況に問題がある場合は、その是正を行う。

必要に応じて予防処置を実施する。

### 13) 環境記録

組織は、エコアクション21の取組状況を記録する。記録には以下のものが含まれる。

環境への負荷の把握、評価結果。

法律等の遵守状況のチェック結果。

環境上の緊急事態への準備及び対応結果、その訓練結果。

取組状況の確認、環境目標の達成状況、及びその評価結果。

問題点の是正及び予防処置の結果。

代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果。

## ・全体の評価と見直し(ACTION)

### 14) 代表者による全体の評価と見直し

代表者は、エコアクション21全体の取組状況を評価し、全般的な見直しを実施する。

### 3 . 環境活動レポートの要素

環境活動レポートのガイドラインの要素としては、以下の内容を盛り込むことが必要と考えられる。

エコアクション21の認証登録を受けることを希望する事業者は、このガイドラインに適合した環境活動レポートを作成し、公表することが期待される。

ガイドラインの作成に当たっては、それぞれの項目に解説を付す、別途、作成・公表に当たってのマニュアル、例示を示す等の工夫を行い、中小事業者の取組の容易性を高めることが必要である。

#### 1) 環境活動レポートの取りまとめ

次の事項を盛り込んだ環境活動レポートを取りまとめ公表する。

環境方針。

環境目標とその実績。

主要な環境活動計画の内容。

環境活動の取組結果の評価。

環境関連法規への違反、訴訟等の有無。

#### 2) 環境活動レポートの公表方法

次の方法により、環境活動レポートを公表する。

事業所において備え付け、一般の閲覧を可能にする。

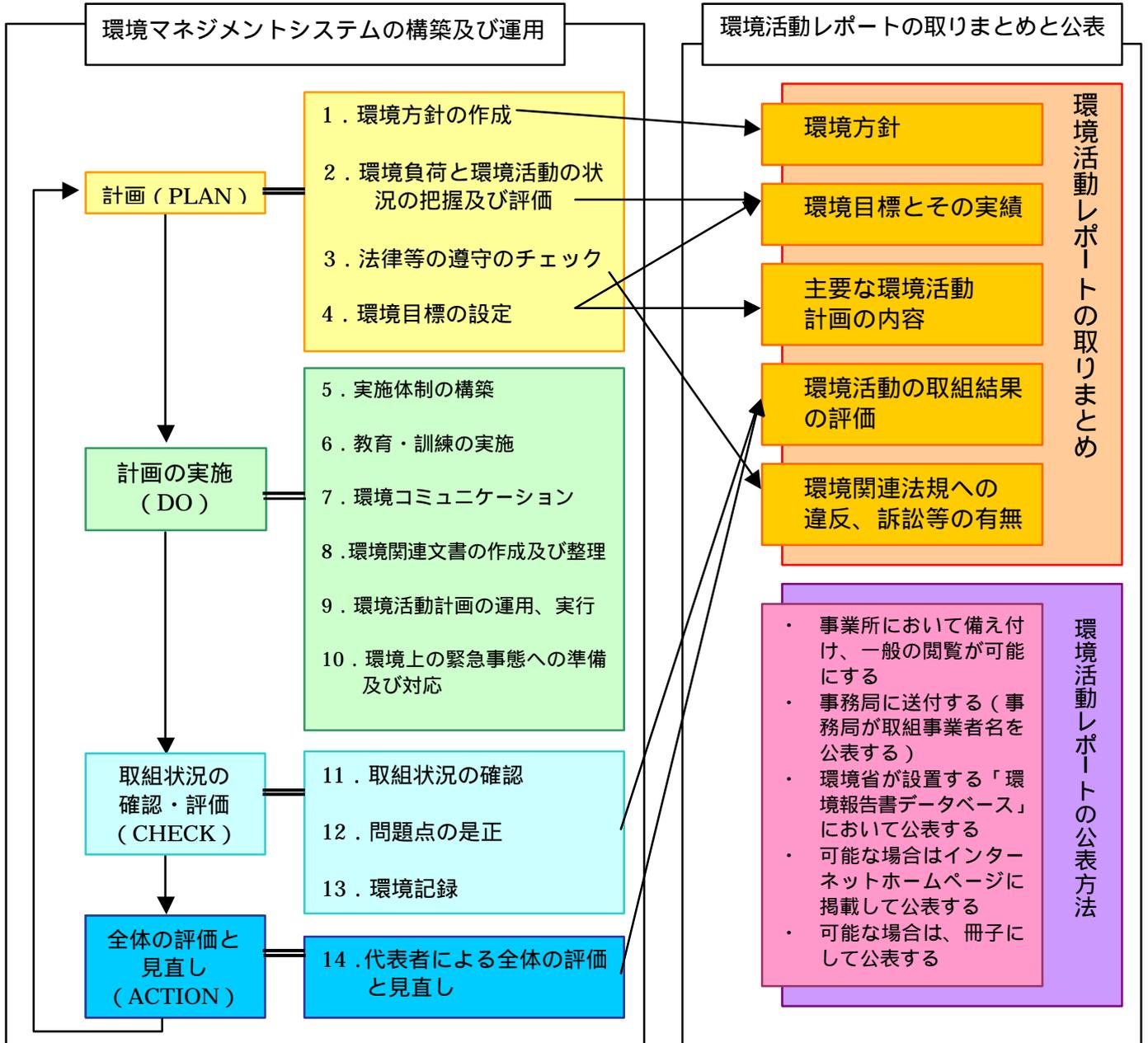
事務局に送付する（事務局が取組事業者名を公表する）。

環境省が設置する「環境報告書データベース」において公表する。

可能な場合は、インターネットホームページに掲載して公表する。

可能な場合は、冊子にして公表する。

## エコアクション 21 の構成



## 第4章 エコアクション2.1参加事業者の認証・登録の仕組みのあり方

### 1. 新たな仕組みの基本的あり方

エコアクション2.1における認証・登録を希望する事業者の、環境経営システム及び環境活動レポートのガイドラインに対する適合状況を、「エコアクション2.1審査人(仮称)」が審査し、その認証・登録を行う仕組みを、新たに構築することが望ましいと考えられる。

エコアクション2.1審査人については、試験等により資格を認定する仕組みを新たに創設することが望ましいと考えられる。

併せてエコアクション2.1審査人の資格認定及び参加事業者の登録等を行うエコアクション2.1事務局を設置するとともに、審査人の審査結果の確認等を行う地域ごと等のエコアクション2.1事務局を設置することが望ましいと考えられる。

なお、エコアクション2.1参加事業者の認証・登録の仕組み、及びエコアクション2.1審査人の資格認定制度等の構築に当たっては、仕組み全体の信頼性・透明性の確保を十分に図ることが必要である。

### 2. エコアクション2.1審査人(仮称)のあり方

#### 1) 基本的考え方

エコアクション2.1審査人は、エコアクション2.1、環境問題全般、環境経営システム監査、事業活動の業種・業態の特性、事業経営全般等に関する幅広い知識と実務経験・能力が必要であるとともに、中小事業者に対する適切な指導・助言を行うことができる能力等も必要と考えられる。このような審査人に必要な知識及び経験・能力を全て満たす既存の資格は存在しないため、新たにその資格を認定することが望ましいと考えられる。

#### 2) 仕組みの構築に当たっての課題

- ・審査人の資格認定に当たっては、その知識、経験及び能力等のあり方を慎重に検討し、エコアクション2.1の普及と、審査への信頼性の確保の両面を考慮することが必要である。
- ・審査人については、これまで環境カウンセラー(事業者部門)がエコアクション2.1の普及に果たしてきた役割を考慮し、環境カウンセラーを活用することも考慮すべきであると考えられる。
- ・その場合、既に審査の上登録された環境カウンセラーに、エコアクション2.1事務局が必要な研修等を行うとともに、試験等を実施し、環境カウンセラーの中からもエコアクション2.1審査人を選抜し、資格認定することが考えられる。
- ・また、ISO14001の環境審査員、公害防止管理者等の活用も考慮すべきであると考えられる。・審査人の資格は、永久的な資格ではなく、その実績等により定期的に更新され

ることが必要である。

- ・ 審査人の審査等に対する信頼性を確保するため、必要な倫理規定等を制定すること、審査人の審査の客観性や同質性をチェックする方策を検討すること等が必要である。
- ・ 審査人の資格認定に当たっては、審査することができる業種、業態等を特定することも、審査の客観性や同質性を確保する有力な手段として考えられる。
- ・ 中小事業者への普及を図り、エコアクション21への取組を容易にするためには、審査員等がエコアクション21参加事業者に適切な指導及び助言等のコンサルティングを行うことができることが望ましいと考えられるが、一方で、審査人と同一人がコンサルティングを行うことは、仕組み全体の信頼性確保の観点から問題があると言える。審査人の事業者に対するコンサルティング業務及び審査業務の峻別については、さらに検討を重ねた上で、倫理規定の中に適切な規定を盛り込むことが必要である。
- ・ 審査人はその審査等の状況を、事務局に定期的に報告し、事務局がこれを監督することが必要である。

### 3 . エコアクション 2 1 参加事業者の認証・登録の仕組みのあり方

#### 1) 基本的考え方

エコアクション21に参加した事業者の、環境経営システム及び環境活動レポートのガイドラインへの適合状況を、エコアクション21審査人が審査し、適合していると認められる事業者を、事業者の申請により、エコアクション21事務局が登録する仕組みが望ましいと考えられる。

#### 2) 仕組みの構築に当たっての課題

- ・ ガイドラインに適合している事業者の認証は、エコアクション21審査人が行うものと考えられるが、別途、エコアクション21審査人の審査結果の確認等を行う地域ごと等のエコアクション21事務局を、地方公共団体等の協力を得て設置することが必要である。
- ・ 認証・登録された事業者に対して、エコアクション21認証・登録事業者の「ロゴマーク」等の使用を許可し、取組のインセンティブを高めていくことが必要である。
- ・ 認証・登録された事業者の虚偽申請、環境活動レポートへの虚偽記載、環境関連法令違反等に関し、必要な措置を講ずることができるようにすること、認証・登録は、定期的に更新されること、認証・登録された事業者に対して、エコアクション21事務局及び地域等エコアクション21事務局が報告を求め、あるいは必要な調査等を行うことができるようにすること等が必要である。
- ・ エコアクション21事務局及び地域等エコアクション21事務局は、その業務の性格から、公益法人（NPOを含む）が担当することが適当であり、その運営は、参加事業者の登録申請費及び登録費（年度単位を想定）、エコアクション21審査人の資格認定費及び登録費（年度単位を想定）等で賄われることが必要である。
- ・ エコアクション21事務局及び地域等エコアクション21事務局の運営について、こ

れを監督、評価する委員会等の設置を検討すること、環境省が適切に指導、助言を行うこと等が必要である。

- ・さらに、新たなエコアクション21の普及促進、認証・登録の仕組みの構築等に当たっては、都道府県及び政令市等との連携を図っていくことを検討すべきである。

## 第5章 今後に向けて

環境省においては、本報告書で提案したエコアクション21の改定のあり方及び参加事業者の認証・登録の仕組みについて、前章で述べた検討事項も踏まえ、次年度以降、パイロット事業を実施し、その実行可能性を検証することが望まれる。パイロット事業においては、地方公共団体を含む関係機関及び関係者と十分な協議検討を行い、これを踏まえてさらにエコアクション21及びその認証・登録の仕組みについて検討を行っていくことが必要である。

そして中小事業者の環境への取組を推進するための新たな仕組み - エコアクション21参加事業者の認証・登録の仕組み - の構築を可能な限り早期に、当面は平成16年度を目処に進めていくことを期待するところである。